

第一〇二回

参第七号

人事訴訟手続法の一部を改正する法律（案）

人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条ノ二 裁判所ハ婚姻事件ニ付キ訴訟ノ係属中参加ヲ為スコトヲ得ル第三者アル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ職権ヲ以テ其第三者ヲ訴訟ニ参加セシムルコトヲ得
裁判所ハ前項ノ規定ニ依リテ決定ヲ為ス前第三者ヲ審訊スルコトヲ要ス

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条ノ二 第四条ノ二第一項ノ第三者ハ其責ニ帰スベカラザル事由ニ因リ訴訟ニ参加スルコト能ハザリシ為メ判決ニ影響ヲ及ボスコト明ナル証拠ヲ提出スルコト能ハザリシ場合ニ於テハ之ヲ理由トシテ確定ノ終局判決ニ対シ再審ノ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル民事訴訟法第四百二十四条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中判決確定後再審ノ事由ヲ知リタル日トアルハ確定判決ヲ知リタル日トス

第二十六条及び第三十二条第一項中「第三条」を「第三条、第四条ノ二」に、「及び第十六条乃至第十八条」を「、第十六条乃至第十八条及び第二十三条ノ二」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の人事訴訟手続法第二十三条ノ二（第二十六条及び第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に確定した終局判決についても、適用する。この場合において、当該第三者がこの法律の施行前に確定判決を知つたときは、民事訴訟法第四百二十四条第一項に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

理 由

人事訴訟の審理の充実と第三者の権利の保護を図るため、第三者の訴訟参加及び再審の訴えについて所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。